

こ成事第 427 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こども家庭庁こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

1 趣旨

災害時における障害児等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害児等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害児施設等において、被災障害児等の受け入れが可能となる避難スペースを整備し、災害時における障害児等のサービス確保に資することを目的とする。

2 対象施設

対象となる施設は、交付要綱 4（2）に掲げる障害児施設等とする。

3 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害児施設等に障害児等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

4 その他

- (1) 障害児等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 障害児等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、障害児等 30 人程度が長期的に避難生活が可能スペースの確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害児等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。